



鹿屋市 集中改革プラン

鹿屋市行政経営改革大綱に基づく実施計画

平成18年6月
鹿屋市

《目 次》

はじめに	1
集中改革プラン策定の基本方針	2
1 プラン策定の基本方針	2
2 行政経営改革の基本方針	2
集中改革プラン（行政経営改革実施計画）	4
1 経営感覚に基づく行政経営の実現	4
（1）効率的・効果的な行政経営	4
経営権限の明確化	4
フラットな組織	5
本庁と支所との連携	6
事務・事業の見直し	7
情報提供と情報の共有化	9
（2）定数管理及び給与の適正化	10
定員管理の適正化	10
給与等の適正化	11
（3）人材育成の推進	12
（4）チェック機能の強化	15
2 行政の担うべき役割の重点化と協働の推進	16
（1）行政の担うべき役割の重点化	16
（2）市民との協働	16
民間活力の有効活用	16
指定管理者制度の活用	18
PFI事業の導入	19
第三セクター等への適正関与	20
市民団体への支援・連携	21
パブリックコメント制度の導入	22
3 自主性・自立性の高い財政運営の確保	23
（1）歳入の確保と経費節減	23
財政健全化のための計画策定	23
自主財源の確保	25
受益者負担の適正化	27
内部管理経費の節減	28
（2）補助金等の整理・合理化	29
（3）公共工事コストの縮減等	30

はじめに

現在、国においては、巨額の借金体質からの脱却を目的として、郵政民営化や組織機構改革、国家公務員の縮減など小さな政府を目指す自己改革を進めるとともに、市町村合併の推進や地方交付税・国庫補助金等の減額を柱とする三位一体の改革など地方に深く関わる行政改革を強力に推進しています。

一方、地方においては、少子高齢化の一層の進展や長期にわたった景気低迷による社会構造の変革など社会経済情勢が大きく変化する中で地方分権が推進され、それぞれの地域が自己決定、自己責任のもと、知恵と創意工夫を競う地域間競争の時代に入ってきています。

地方自治体には、これらの社会情勢の変化に伴う多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政課題への確に対応し、また質の高い行政サービスを提供するため、常に徹底した行財政改革に取り組み、健全で効率的な行財政運営を推進することが求められています。

このようなことから、新市においては、新市発足後直ちに「行財政改革」の取組みに関する考え方や方向性を示すものとして「鹿屋市行政経営改革大綱」を策定しました。

この「鹿屋市集中改革プラン」は、大綱に基づく平成17年度から平成21年度までの具体的な実施計画として策定したものであり、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務省事務次官通達）において公表に努めることとされている「集中改革プラン」として位置づけています。

今後の行政経営改革の推進については、このプランに基づき、「堅固で健全な財政基盤と市民ニーズに対応した新しい行政システムの構築」を目指して、全庁的に取り組んでいくこととします。

集中改革プラン策定の基本方針及び行政経営改革大綱の推進方針

1 集中改革プラン策定の基本方針

- (1) 本プランは、新市の行財政改革を推進するため策定した「鹿屋市行政経営改革大綱」(平成18年3月策定)に基づき、具体的な取組を計画的に推進するとともに、平成17年3月に総務省が発表した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」で示された「集中改革プランの公表」に対応するために策定するものです。
- (2) 本プランの計画期間は、「鹿屋市行政経営改革大綱」及び国が示した集中改革プランの実施時期にあわせて、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。
- (3) 本プランの内容は、大綱をベースとして策定しますが、国が示した集中改革プランの項目を優先的に策定することとし、発表までに整理できなかった項目については、18年11月整備予定の実施計画(集中改革プランの改訂版)に反映するものとします。

2 行政経営改革大綱における推進方針

今後見込まれる厳しい財政状況を克服し、市民本位・市民主体の自治を再構築するため、「市民本位」・「協働」・「自主性・自立性」・「民間的経営手法の導入」の4つの視点を踏まえて、つぎの3つの推進方針に沿って行政経営改革を推進していくものとします。

1 経営感覚に基づく行政経営の実現

社会情勢の急激な変化に対応し、多様化する行政ニーズに的確に応えられる行政経営を行っていくためには、迅速で柔軟な行政経営体が不可欠です。

職員の意識の変革を図りつつ、また、市民に分かりやすい形で積極的に情報提供を行うとともに、情報の共有化を進め、成果の重視される行政経営の実現を目指します。

2 行政の担うべき役割の重点化と市民との協働の推進

肥大化した行政の守備範囲に対応するため、公共サービス提供にかかる行政と市民との役割分担を明確にします。

地域が有する人材や施設などの経営資源を有効に活用するとともに、行政と市民が相互に補完し、公共サービスを形成してサービスの質を高め、地域の価値を高めていきます。そして、それぞれが責任を持って、協力して行財政改革を進めるシステムづくりを目指します。

3 自主性・自立性の高い財政運営の確保

自主財源の割合が伸び悩み、交付税などの依存財源に頼らざるを得ない財政状況のもと、経費の節減合理化による財政の健全化や歳入にみあった行政執行の確保など、財政的自立の確保を目指します。

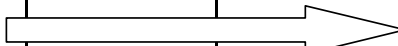
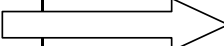
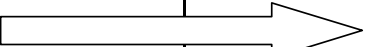
また、町内会などの地域コミュニティ組織や市民団体、NPOなどの公共的役割を担う市民団体についても、自主・自立を求めるとともに、これを前提とした支援体制の構築を検討します。

3 推進にあたっての留意事項

- (1) このプランに掲げる具体的な実施項目は、主管となる部署を明確にし、当該部署が計画期間内に、積極的かつ計画的に推進するものとします。
- (2) プランの実施項目については、毎年度進捗状況を検証することとし、必要に応じて実施年度などの変更を行うなど、弾力的な運用を図ることとします。
- (3) このプランの推進にあたっては、毎年度進捗状況を広報誌やホームページ等で公表することとし、適宜、市民等の意見・要望等を踏まえて実施することとします。

集中改革プラン実施計画書

大綱における推進方針		1 経営感覚に基づく行政経営の実現			主管課	行政経営改革課
取組みでの大項目		(1) 効率的・効果的な行政経営			関係課	総務・財政・企画調整
" 中項目		経営権限の明確化			実施期間	平成 17 ~ 21年度
中項目の具体的な内容		<ul style="list-style-type: none"> スピーディーな意志決定、市民ニーズへの迅速な対応などの視点から、市民に分かりやすく、柔軟で即応性に優れた組織機構に再編する。 各職員の権限と責任を明確化するという視点から、合議制度の廃止や決裁権限の下位委譲など事務決裁規程の見直しを継続的に行う。 総合支所は、原則として事務決裁が支所完結するよう組織や決裁規程の見直しを進める。 意志決定の迅速化や決定事項の迅速性を向上させるという視点から、庁議など意志決定に関する手続きの見直しを行う。 				
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1	事務決裁規程の見直し(合議制度を含む)	行政経営改革課	検討・実施			
2	予算、人員の枠配分方式の導入	総務課 財政課	行政評価システムとの連動を前提として 検討・一部試行	一部試行	実施	
3	庁議等の見直し	企画調整課	検討・整理			
期待する効果		<ul style="list-style-type: none"> 人事や予算、政策に関する各職員の権限と責任を見直すことで、意志決定の迅速化や政策への素早いフィードバックが進み、市民ニーズへの迅速な対応が図られる。 市民ニーズの把握による行政サービスの向上、迅速化によるコスト削減が期待される。 				

大綱における推進方針	1 経営感覚に基づく行政経営の実現	主管課	行政経営改革課			
取組みでの大項目	(1) 効率的・効果的な行政経営	関係課	関係各課			
〃 中項目	フラットな組織	実施期間	平成 17～ 21年度			
中項目の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権に的確に対応し住民の高度化・多様化のニーズに対応できる組織機構の整備をはかる。組織については「スピード」が最優先され素早く対応することが求められており、効率的な組織機構の充実に努める。 ・ 総務部のみで実施されている班制度を全庁的に導入し、意志決定の迅速化と組織横断的な事務事業の推進を図る。 ・ 組織のスリム化を図るため、各種委員会・審議会等の見直しを行う。 					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 組織の再編・整理	行政経営改革課	組織機構における問題点の把握	組織機構見直し方針の策定	組織の統廃合		
2 班制度の全庁的な導入	行政経営改革課	旧鹿屋市における班制度問題点の把握	組織機構見直し方針の策定(班制度の導入)	総務部以外での一部試行	実施	
3 各種委員会・審議会等の見直し検討	関係各課		各種委員会・審議会等の見直し検討	審議会等の統廃合・委員報酬の見直し		
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織運営や事務処理の効果的、効率的な運営と合理化が図れる。 					

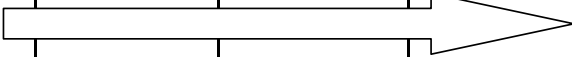
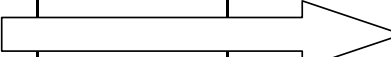
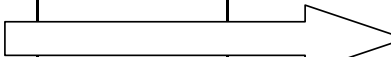
大綱における推進方針	1 経営感覚に基づく行政経営の実現	主管課	行政経営改革課			
取組みでの大項目	(1) 効率的・効果的な行政経営	関係課	地域政策・市民課			
中項目	本庁と支所との連携	実施期間	平成 17～ 21年度			
中項目の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 組織や事務処理の効率的、効果的な運営をはかるため、本庁と総合支所との連携を検討するとともに、総合支所の機能を再検討する。 出先機関の機能を検証し、統廃合を含めた方向性を整理する。 					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 本庁と総合支所との連携	行政経営改革課	現在配置の専門職員の把握	本庁と支所の事務分掌の整理及び事務マニュアルの策定	一体的な組織の再編		
2 総合支所機能の見直し	行政経営改革課 地域政策課		機能効率化に向けた検討		一部実施	
3 東京事務所のあり方の検討	行政経営改革課 地域政策課		廃止を含めた機能の見直し・検討			
4 出張所・サービスコーナーの統廃合	行政経営改革課 市民課		廃止を含めた機能の見直し・検討			
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> 組織運営や事務処理の効果的、効率的な運営と合理化が図れる。 出先機関は廃止縮小を前提として調整を進め、維持管理経費の削減を図る。なお出張所とサービスコーナー、東京事務所の年間の維持管理費の50%以上を圧縮したい。 					

大綱における推進方針	1 経営感覚に基づく行政経営の実現	主管課	企画調整・財政課			
取組みでの大項目	(1) 効率的・効果的な行政経営	関係課	関係各課			
中項目	事務事業の見直し	実施期間	平成17 ~ 21年度			
中項目の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 全庁的なPDCAサイクルによる事務事業の推進を前提に行政評価システムを導入する。導入に当たっては、予算・人事・政策を連動させ、予算や人事の枠配分方式を導入するとともに、各課のサービス改善や事務改善を促す。 すべての事務事業について、市が行うべき事項であるかを勘案し、廃止・統合を含めた検討を行う。 庶務事務を部主管課へ集中させ、部長のマネジメント能力発揮に必要な各種情報を集約する。また、電子決裁システムを導入し、意志決定の迅速化と事務処理時間の短縮化を図る。 					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1	行政評価システムの導入	企画調整課	(一部事務事業について行政評価実施)	導入計画の策定 一部試行	一部実施	全庁的に実施
2	事務事業の再編・整理	関係各課		検討・実施		
3	庶務事務の部主管課への集中配置	行政経営改革課		検討 一部試行的実施		実施
4	電子決裁システムの導入	情報行政課		一部実施		実施
5	住民票・諸証明等自動交付機の設置	市民課	検討	導入	実施	
6	電気・水道料金の口座振替による支払い	出納室 財政課		検討		実施
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> 今後導入する「行政評価システム」や「定員適正化計画」によって予算や人員の枠配分を導入することで、現課における改革意識を高め、部・課長のリーダーシップによる具体的な事務改善を引き出す。 組織機構の見直しについて方針は提示するが、統廃合の判断については各部課に委ねる。また職員の削減率に相当する課数の削減を促進し、事務の効率化を促す。 					

PDCA Plan Do Check Act(プラン ドゥー チェック アクト)の略。
業務改善などを継続的に行うため、計画、実行、評価、改善のプロセスを順に実施する経営管理手法。

大綱における推進方針	1 経営感覚に基づく行政経営の実現	主管課	企画調整・財政課			
取組みでの大項目	(1) 効率的・効果的な行政経営	関係課	関係各課			
中項目	事務事業の見直し	実施期間	平成17～21年度			
中項目の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 各種事務処理のマニュアル化を行い、均一・統一的な事務処理の推進を図る。 県からの権限移譲については、市民サービスの向上という視点から受入方向で調整する。ただし、事務体制の都合から平成19年度以降段階的に受け入れるものとする。 					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
7 土地家屋補充台帳備え付けの見直し	資産税課		検討	→	実施	→
8 文書・財政・会計事務手続き書等の改訂・作成	出納室 関係各課		検討	改訂・作成 適用	→	
9 権限移譲の対応	行政経営改革課 関係各課		権限移譲受入方針の確定(4月)	→		
			次年度受入事務の確定(9月)	→		
10 督促電話支援システムの導入	収納管理課	検討	導入・運用	→		
11 税情報等の充実・データベース化	資産税課		検討・データ化	運用	→	
12 遊休農地台帳の整備	農業委員会事務局		調査・台帳を順次整備			
			(旧鹿屋市域)	(旧串良町域)	(旧吾平町域)	(旧輝北町域)
期待する効果						

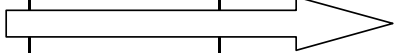
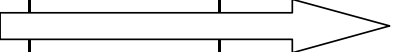
大綱における推進方針	1 経営感覚に基づく行政経営の実現	主管課	情報行政課			
取組みでの大項目	(1) 効率的・効果的な行政経営	関係課	関係各課			
〃 中項目	情報提供と情報の共有化	実施期間	平成 17 ~ 21年度			
中項目の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 各部・課における広報・広聴の取組みを強化し、電子自治体の構築に努める。 インターネットを利用した電子申請システムの導入を図る。 ホームページを活用した情報提供や交流を促進する。 					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 電子申請システムの導入	情報行政課	オンライン化条例制定 電子申請業務の選定	運用			
2 ホームページを活用した情報提供や交流	情報行政課 関係各課	ホームページ構築 年間アクセス数	運用			
3 ホームページによる情報提供(各課のHP作成)	情報行政課 関係各課	旧1市3町HPからの情報収集	15課 市民と関わりの深い課を優先的にHPを作成する	30課 その他の課のHP作成	40課	50課
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用することによりだれもが自宅や職場に居ながら申請や届けができるとともに情報の享受・交流が行えるため、住民の利便性の向上が図れる。 					

大綱における推進方針	1 経営感覚に基づく行政経営の実現	主管課	総務課			
取組みでの大項目	(2) 定数管理及び給与の適正化	関係課	行政経営改革課			
" 中項目	給与等の適正化	実施期間	平成17～21年度			
中項目の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 給与制度改革に伴う給与水準、給料構造、及び勤務実績に基づく処遇等への見直しを行う。 通勤手当・住居手当・特殊勤務手当を国や類似団体等に準じた水準による見直しを行う。 					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 給与制度の見直し	総務課		新制度給料表への切り替え(給料表4.8%引き下げ)	査定昇給等新たな人事評価システムの導入検討	一部試行	実施
2 諸手当等の見直し	総務課	検討	実施			
3 臨時職員の雇用形態の見直し(再掲)	総務課		一部実施	実施		
4 特別職報酬及び非常勤職員の報酬の検討	総務課 行政経営改革課		検討	実施		
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> 給与制度改革の完成により、人件費の抑制を図ることができる。 職員評価方針の確立により、業務の効率化が期待できる。 					

大綱における推進方針	1 経営感覚に基づく行政経営の実現	主管課	総務課			
取組みでの大項目	(2) 定数管理及び給与の適正化	関係課	行政経営改革課			
" 中項目	定員管理の適正化	実施期間	平成17 ~ 21年度			
中項目の具体的な内容		<ul style="list-style-type: none"> 合併による新市の職員数について、将来的には類似団体と同程度まで削減する。 平成22年度当初の職員数については、合併前の1,069人から7%以上を削減する。 臨時職員についても、平成22年度当初までに20%を削減する。 職員の減少を補うため、組織見直しや協働の推進など、必要な改善を行うと共に、職員研修の充実や能力に基づく給与制度の導入などプロ人材を育成するトータル人事システムを整備する。 				
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 定員適正化計画の策定	行政経営改革課		検討・策定・公表	実施	→	
2 職員定員数(各年度4月1日)の削減	総務課	(1,069人)	1,034人	1,029人	1,016人	1,003人 (H22 990人)
3 臨時職員数の削減	総務課	461人	450人	435人	400人	365人 (H22 360人)
4 臨時職員の雇用形態の見直し	総務課		一部実施	実施	→	
5 トータル人事システムの構築	総務課 行政経営改革課		一部完成	制度の完成 能力給制度の調査・検討	能力給制度の一部試行	完成
期待する効果		<ul style="list-style-type: none"> 職員数と臨時職員数に上限を設定することで、人件費を削減するとともに、サービスの維持改善を前提とした業務の合理化や、ICT化、指定管理者制度など協働の推進を図ることができる。 総務課を中心とする職員研修の強化とともに職場内研修を推奨し、プロ人材の育成を図るとともに、CS運動などの導入によって各課におけるサービスの改善を図れる。 				

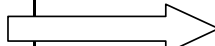
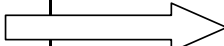
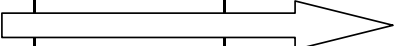
大綱における推進方針	1 経営感覚に基づく行政経営の実現	主管課	総務課			
取組みでの大項目	(3) 人材育成の推進	関係課	行政経営改革課			
中項目	人材育成の推進(人事システムの再構築)	実施期間	平成 17 ~ 21年度			
中項目の具体的な内容	<p>・ 今後の分権社会に対応する職員の能力開発と資質向上を目的に、トータル人事システムの構築を図り、今後の自治体に求められる職員像を明確化し、効果的な人事制度及び研修等に係る各種施策を年次的かつ、計画的に推進する。</p>					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
1 トータル人事システムの構築 (再掲)	総務課 行政経営改革課		一部完成	制度の完成 能力給制度の調査・検討	能力給制度の一部試行	完成
2 諸方針の策定 ・ 人材育成基本方針 ・ 職員採用方針 ・ 人事異動方針 ・ 職員評価方針等	総務課		人材育成基本方針等の策定	実施	→	
3 職員評価制度の調査・検討	総務課		調査 検討	→	実施	→
4 職員評価に係る管理職のマネジメント能力の強化 職員個々のマネジメント能力の向上	総務課 行政経営改革課		調査・検討 行政経営実施自治体の調査・研修	研修・PDCAサイクルに基づく事務事業の推進 実施	→	
5 任用制度の見直し	総務課		検討	検討	実施	→
6 希望降格制度の導入	総務課		検討	実施	→	
期待する効果	<p>・ 「人材育成基本方針」等に基づき、今後の職員の能力開発に係る基本的な事項を明確化するとともに、人事管理及び職員研修等に係る諸施策を体系化し、総合的かつ計画的な推進することが出来る。</p>					

マネジメント 組織や事業を経営・管理・運営するための手法。

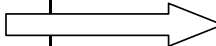
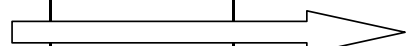
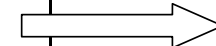
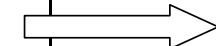
大綱における推進方針	1 経営感覚に基づく行政経営の実現	主管課	総務課			
取組みでの大項目	(3) 人材育成の推進	関係課				
" 中項目	人材育成の推進(人事管理制度の再構築)	実施期間	平成 17 ~ 21年度			
中項目の具体的な内容						
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
7 異動基準等の明確化	総務課		検討	実施		
8 自己申告制度の効果的活用	総務課		検討	実施		
期待する効果						

大綱における推進方針	1 経営感覚に基づく行政経営の実現	主管課	総務課			
取組みでの大項目	(3) 人材育成の推進	関係課				
中項目	人材育成の推進(研修制度の充実)	実施期間	平成 17 ~ 21年度			
中項目の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ トップマネジメントを支える職員の意識改革を図ることを目的とし、管理職研修や職場研修などを充実させることにより、職員一人ひとりのマネジメント能力を高め、意識改革を図る。 					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
1 階層別職員研修計画の策定	総務課		検討	実施	→	
2 行政経営に係る管理職研修の実施	総務課		実施	→		
3 CS運動を含むOJT(職場研修)の定着	総務課		調査・検討	一部実施	実施	→
4 自己啓発に係る支援策の充実	総務課		調査・検討	実施	→	
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人材育成基本方針」に基づき、今後の職員の能力開発に係る基本的な事項を明確化するとともに、人事管理及び職員研修等に係る諸施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進することが出来る。 					

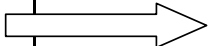
OJT On the Job Trainingの略。企業内で行われる職業指導手法の1つで、上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技能・態度などを計画的・継続的に指導し、全体的な業務処理能力や力量を育成する活動。

大綱における推進方針	1 経営感覚に基づく行政経営の実現	主管課	行政経営改革課			
取組みでの大項目	(4) チェック機能の強化	関係課	企画調整・関係各課			
" 中項目		実施期間	平成 18～21年度			
中項目の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ PDCAサイクルに基づき事務事業を推進するにあたり、自浄作用の強化や補完を強化するとともに市民への説明責任を果たすため、組織内・外のチェック機能を強化するもの。 ・ PDCAサイクルによる事務事業の評価、2次評価の実施 ・ 行政評価結果の公表を行うことで、市民による監視機能を強化 ・ 外部監査制度の導入検討 					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 行政評価システムによる各課での自己評価の実施	企画調整課 関係各課	(一部事務事業について行政評価実施)	行政評価システム導入計画の策定 一部試行	一部実施		全庁的に実施
2 評価結果の公表(市民による監視の強化)	関係各課		公表方法、意見聴取方法の検討	一部実施	実施 	
3 外部監査制度の導入検討	監査事務局		調査、検討	検討 導入可否決定		
4 議会・監査による内部チェック機能の強化	議会・監査事務局		調査、検討	適用		
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数値目標を設定した政策評価を各部・課で実施することで、事務事業の一層の改善、推進が図れる。また、2次評価を受けることで、より客観的な評価ができる。 ・ 市民の評価に付することで、市民の目線にあった行政経営改革を推進できる。 					

外部監査制度 自治法第252-27等に基づき、外部の公認会計士などにより監査を受ける制度。
(都道府県、政令指定都市、中核市は義務づけ)

大綱における推進方針	2 行政の担うべき役割の重点化と協働の推進	主管課	行政経営改革課			
取組みでの大項目	(2) 市民との協働	関係課	関係各課			
〃 中項目	民間活力の有効活用(民間委託の推進)	実施期間	平成18年度～			
中項目の具体的な内容		市役所業務の中で、民間の経営資源を活用したほうが効率的・効果的なものについては、業務委託を一層推進する。				
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 住民票・諸証明事務の郵便局等への委託	市民課 関係各課		検討		導入可否の決定	
2 レセプト点検事務の委託	国保介護課		検討		導入可否の決定	
3 ヘルプデスクの導入検討	情報行政課		検討	導入可否の決定		
4 窓口業務の人材派遣会社への委託	総務課		検討		導入可否の決定	
5 給与支払い事務・研修事務の委託	総務課		検討	導入可否の決定		
6 市道の除草伐採業務の町内会等への委託	道路建設課		検討		導入可否の決定	
期待する効果						

ヘルプデスク 情報機器の使い方やトラブルに、電話やメールあるいは現場出向などで対応するサービス。

大綱における推進方針	2 行政の担うべき役割の重点化と協働の推進	主管課	行政経営改革課			
取組みでの大項目	(2) 市民との協働	関係課	関係各課			
" 中項目	民間活力の有効活用(民間委託の推進)	実施期間	平成18年度～			
中項目の具体的な内容						
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
7 学校給食調理業務等の外部委託(給食センター)の検討	保健体育課		検討		導入可否の決定	
期待する効果						

大綱における推進方針	2 行政の担うべき役割の重点化と協働の推進		主管課	行政経営改革課		
取組みでの大項目	(2) 市民との協働		関係課	関係各課		
中項目	指定管理者制度の活用		実施期間	平成 17 ~ 21年度		
中項目の具体的な内容		<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の導入により、民間事業者等の経営ノウハウ等が活用され、一層の市民サービスの向上、効率的な施設運営が期待される施設については、積極的に導入を推進する。 指定管理者移行計画に基づき、公の施設(339施設)のうち、60%以上の施設について、その管理運営を指定管理者制度に移行する。 				
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 施設のあり方の検証	関係各課	総体的な検証	施設所管課による施設の検証	→		
2 指定管理者制度の導入(計画の策定・実施)	関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・H17.3 運用指針策定 ・H18.3 移行計画策定 ・制度導入 1施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度導入対象施設 41施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度導入対象施設 157施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度導入対象施設 26施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度導入対象施設 105施設 全施設の60%に指定管理者制度を導入
期待する効果		<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的の效果的、効率的達成が図れる。 ・市民サービスの向上が見込まれる。 ・地域団体等が指定管理者となることでの地域の活性化が図れる。 ・管理運営経費の節減が期待できる。等 				

指定管理者制度 公の施設の管理について、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」に管理運営を代行させる制度。(自治法242-2)

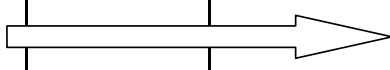
指定管理者移行計画 鹿屋市の「公の施設」に関し、指定管理者制度への移行の有無、時期などについて定めた計画。(平成18年3月策定)

大綱における推進方針	2 行政の担うべき役割の重点化と協働の推進	主管課	企画調整課			
取組みでの大項目	(2) 市民との協働	関係課				
" 中項目	PFI事業の導入	実施期間	平成18年度～			
中項目の具体的な内容	(1) PFI事業実施に関する基本方針(仮称)の策定 (2) 個別事業の実施 事業の発案(民間事業者からの発案を含む) 実施方針の策定及び公表 特定事業の評価・選定・公表 民間事業者の募集、評価・選定・公表 協定等の締結等 事業の実施、監視等					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 PFI事業実施に関する基本方針(仮称)の策定	企画調整課		策定 職員・企業等への周知			
2 個別事業の実施 事業の発案～ 事業の実施・監視等	企画調整課					随時、特定事業の発意があった時に個別に着手
期待する効果	・ 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に公共性のある事業を実施することができる。					

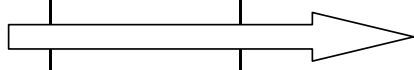
PFI Private Finance Initiative(プライベート ファイナンス イニシアティブ)の略称。
公的部門による社会資本の整備・運営に、民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法。

大綱における推進方針	2 行政の担うべき役割の重点化と協働の推進	主管課	財政課			
取組みでの大項目	(2) 市民との協働	関係課	関係各課			
" 中項目	第三セクター等への適正関与	実施期間	平成18年度～			
中項目の具体的な内容		・ 団体設立の目的や役割あるいは第三セクター等が実施している事業の有効性を再検証し、当該団体の経営の効率化を図るとともに、存続についても検討する。				
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 土地開発公社 市出資額 500万円 " 比率 100%	財政課		調査・検討	→	存続の方向性決定 経営効率化施策の協議・一部実施	→
2 輝北まちづくり公社 市出資額 5000万円 " 比率 100%	公園課 輝北総合支所 建設維持課		調査・検討	→	存続の方向性決定 経営効率化施策の協議・一部実施	→
3 輝北農業公社 市出資額 3500万円 " 比率 70%	農政課 輝北総合支所 産業振興課		調査・検討	→	存続の方向性決定 経営効率化施策の協議・一部実施	→
4 (株)まちづくり鹿屋 市出資額 500万円 " 比率 50%	中心市街地 活性化推進 本部		調査・検討	→	存続の方向性決定 経営効率化施策の協議・一部実施	→
期待する効果						

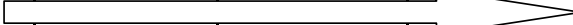

第三セクター 地方公共団体(第一セクター)と民間事業者(第二セクター)との共同出資で設立された法人。

大綱における推進方針	2 行政の担うべき役割の重点化と協働の推進	主管課	行政経営改革課			
取組みでの大項目	(2) 市民との協働	関係課	市民活動推進課			
〃 中項目	市民団体への支援、連携	実施期間	平成 17～ 21年度			
中項目の具体的な内容		<p>・ 個々の市民をはじめ、町内会やNPOなど市民活動を行う団体、あるいは事業者といった市民と行政が、それぞれの機能に応じた役割を分担し、協働してまちづくりを進めていくため、パートナーシップ制度の研究やNPO等活動支援方策を検討する。</p>				
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 パートナーシップ制度の研究	市民活動推進課		調査・研究			
2 NPO活動支援方策の検討	市民活動推進課		調査・検討		検討方策の実施	
期待する効果						

NPO Non-Profit Organizationの略。ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を指す。

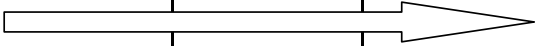
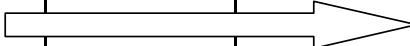
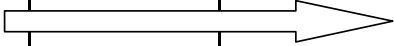
大綱における推進方針	2 行政の担うべき役割の重点化と協働の推進	主管課	企画調整課			
取組みでの大項目	(2) 市民との協働	関係課				
〃 中項目	パブリックコメント制度の導入	実施期間	平成17年度～			
中項目の具体的な内容	・ パブリックコメント手続(市民意見提出手続)を制度化・実施し、これまで以上に市民との協働・共生のまちづくりを推進する。 【取組み】 パブリックコメント手続要綱の制定 庁内実施体制の構築					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 制度の導入・実施	企画調整課	調査・検討	庁内協議 要綱制定 庁内・市民周知 実施	実施		
期待する効果	・ 市の基本的な政策等の形成過程の公正性や透明性等の確保 ・ 市政への市民参画の機会拡大 ・ 市民に対して市の説明責任を果たすこと ・ 政策形成過程において、意志決定のための参考意見が充実すること					

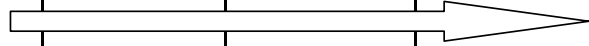
パブリックコメント 政策決定について、立案の時点から市民の意見や情報の提出を求めること。

大綱における推進方針	3 自主性・自立性の高い財政運営の確保	主管課	財政課			
取組みでの大項目	(1) 歳入の確保と経費削減	関係課				
〃 中項目	財政健全化のための計画策定	実施期間	平成17～21年度			
中項目の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政改革プログラム5カ年計画を策定し、計画的かつ健全な財政運営を維持する。 ・ 財務数値の目標値の設定 経常収支比率 80%以下 公債費比率 15%以下 					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 計画策定	財政課		実施 公表			
2 財政状況の公表	財政課	実施				
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政運営の基本方針として、財政改革プログラム5カ年計画を定め、公表することにより、市民への説明責任が図られ、行財政改革を強力に推進できる。 					

大綱における推進方針	3 自主性・自立性の高い財政運営の確保	主管課	財政課			
取組みでの大項目	(1) 歳入の確保と経費削減	関係課	関係各課			
中項目	財政運営の健全化	実施期間	平成17～21年度			
中項目の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 今後の財政見通しでは、毎年度財源不足が見込まれることから、予算編成方式を見直し、経費節減に努め、歳出の抑制を図る。 補助金、単独扶助費等の見直しを行い、歳出の抑制を図る。 公債費の抑制 <ul style="list-style-type: none"> (1) 繰り上げ償還の実施 (2) 借り入れ上限額の設定(臨財債等、国の制度的な起債を除く) 25億円以下 (3) 交付税措置率の高い起債の借り入れ 措置率50%以上 					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 予算編成の枠配分方式の導入(再掲)	財政課	一部実施 (政策経費の内示方式)	→ (政策経費の内示方式)	試行	→ 実施	→
2 予算編成時におけるインセンティブ方式の導入	財政課	-	検討	→	→ 実施	→
3 人件費の抑制(再掲)	総務課	→ 実施	→	→	→	→
4 補助事業扶助費の単独事業上乗せの見直し	関係各課	-	-	→ 実施	→	→
5 単独事業扶助費の見直し	関係各課	-	-	→ 実施	→	→
6 公債費の抑制	財政課	-	検討	→ 実施	→	→
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> 経費節減による財政運営の健全化が図られる。 					

インセンティブ方式 各部署が、経費節減や増収を実現した場合、その一定割合を翌年度予算に上積みして還元する方式。

大綱における推進方針	3 自主性・自立性の高い財政運営の確保	主管課	財政課			
取組みでの大項目	(1) 歳入の確保と経費削減	関係課	関係各課			
中項目	自主財源の確保	実施期間	平成17～21年度			
中項目の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 自主財源の安定的な確保を図るため、自主財源の太宗をなす市税などの収納率改善を図る。 自主財源の安定的な確保を図るため、公有財産や保管現金等について、効率的・効果的な運用を図る。 					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 市税の徴収率の向上	収納管理課	91.0%以上	91.2%以上	91.9%以上	92.4%以上	92.6%以上
2 住宅使用料の収納率の向上	建築住宅課	78.0%以上	78.5%以上	79.0%以上	79.5%以上	80.0%以上
3 保育料の収納率の向上	子育て支援課	95.6%以上	95.8%以上	96.0%以上	96.2%以上	96.4%以上
4 市有財産の遊休地の売却 (普通財産・道路残地や国有財産の譲渡による里道等の行政財産)	財政課	実施	広報等による公告の実施			
5 未使用施設の有効利用(民間等への貸付)	財政課 関係各課		検討	実施		
6 公金預金の安全・確実かつ有利な管理	財政課 出納室			実施 (国債等の購入等)		
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> 自主財源の確保により、安定的な財政運営が維持できるとともに、経常収支比率等、各種財務数値の向上が図られる。 					

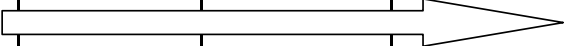
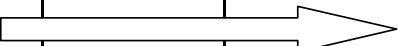
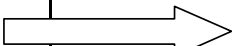
大綱における推進方針	3 自主性・自立性の高い財政運営の確保	主管課	財政課			
取組みでの大項目	(1) 歳入の確保と経費削減	関係課	関係各課			
" 中項目	自主財源の確保	実施期間	平成17～21年度			
中項目の具体的な内容						
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
7 広報、ホームページ等への広告等の掲載	秘書広報 関係各課		導入可否の決定			
8 公用車更新等に伴う売却処分の実施	財政課 関係各課		実施			
期待する効果						

大綱における推進方針	3 自主性・自立性の高い財政運営の確保	主管課	財政課			
取組みでの大項目	(1) 歳入の確保と経費削減	関係課	施設管理各課			
〃 中項目	受益者負担の適正化	実施期間	平成17～21年度			
中項目の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 公平性、平等性の観点から、サービスの質・量とそれに見合うトータルコスト等を考慮し、適正な受益者負担となるよう、使用料・手数料などの見直しを行う。また、見直しのサイクルを決定し、現時点での見直しの有無を判断する。 					
		年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1	施設使用料の見直し 施設所管課		検討	実施 → (指定管理者制度への移行と併せて実施)		
2	普通財産貸付料の見直し(減免基準等を含む) 財政課		検討	実施 →		
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> 適正な受益者負担を求めることにより、公平性・平等性が向上する。 定期的な見直しにより、社会経済情勢に的確に対応できる。 					

大綱における推進方針	3 自主性・自立性の高い財政運営の確保	主管課	財政課			
取組みでの大項目	(1) 歳入の確保と経費削減	関係課	関係各課			
〃 中項目	内部管理経費の削減	実施期間	平成17～21年度			
中項目の具体的な内容	・ 内部管理経費全般について徹底的な見直しを行い、経費の節減・合理化を図る。					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 コピーカウンター料の削減 (コピー機の入札による一斉導入)	財政課 関係各課	一部、無償賃借の導入の実施				実施
2 内部事務経費の削減 (賃金・需用費外)	財政課 関係各課	-	-	枠配分方式の導入により実施		
期待する効果	・ 内部事務経費の大幅削減による歳出予算のスリム化と、政策経費充当財源の確保					

大綱における推進方針	3 自主性・自立性の高い財政運営の確保	主管課	財政課			
取組みでの大項目	(2) 補助金等の整理・合理化	関係課	関係各課			
〃 中項目		実施期間	平成17～21年度			
中項目の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要綱の整備を行い、各補助金の終期を定め、定期的に見直しを行う。 運営補助金を廃止し、育成補助金制度を導入 サンセット方式の導入 					
具体的な取組み	実施課	年度別取組みスケジュール				
		H17	H18	H19	H20	H21
1 補助金交付要綱の整備	財政課 関係各課	旧鹿屋市は合併 までに実施済み	実施			
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> 市民への説明責任が果たせる。 定期的な見直しにより、削減が図られる。 					

サンセット方式 事務事業や補助金について、太陽(Sun)が沈む(set)ように期限を定める手法。

大綱における推進方針	3 自主性・自立性の高い財政運営の確保	主管課	財政課			
取組みでの大項目	(3) 公共工事コストの縮減等	関係課	関係各課			
〃 中項目		実施期間	平成17～21年度			
中項目の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 入札や契約に対する市民の信頼を確保するため、「公共工事コスト縮減計画」を策定し、より透明性のある電子入札制度の導入を検討する。 					
		年度別取組みスケジュール				
具体的な取組み	実施課	H17	H18	H19	H20	H21
1 公共工事コスト縮減計画の策定	財政課 都市政策課	-	実施			
2 電子入札制度の導入	財政課 情報行政課	検討			実施	
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事コスト縮減計画の策定により、経費削減が図られる。 入札制度の見直しにより、透明性の確保が図れる。 					

